帰　宅　届

～ 安全に帰るために、いっしょに確認させてください ～

このたびの災害に際し、ご自身やご家族、ご関係者の状況についてご心配の多い中と存じます。会社は、社員の皆さまの安全を守る責任（労働契約法第５条・安全配慮義務）を負っています。また、道路に人があふれると救急車や消防車が通れず、救助が遅れることから、行政からも「むやみに移動を始めない」ことが求められています（内閣府「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」、東京都帰宅困難者対策条例）。このため会社では、発災後おおむね72時間は社内に留まっていただくようお願いしています。

一方で、ご家族の安否、介護や育児、健康上のご事情など、どうしても帰らなければならない事情があることも、会社は理解しています。この届は帰宅を止めるためのものではありません。「今、帰ることが本当に安全か」を一緒に確認し、会社としてお渡しできる情報と物品をお渡ししたうえで、ご自身の意思で出発していただくためのものです。下の６項目を確認し、ひとつでも「いいえ」があれば、もう少しだけ待つことを考えてみてください。

１．帰宅判断基準の確認（本人が記入）

No	帰宅判断基準（６項目）	あなたの判断	判断理由・メモ
1	**あなたが帰らないと、誰かの生命や安全に危険がありますか?** ※１日待つことはできませんか？ 近隣や親族の支援は受けられませんか?	□はい　□いいえ	
2	**自宅の安全、自宅までのルートの安全を確認できていますか?** ※家族と連絡が取れ、自宅・ルートに被害がないことが分かっている	□はい　□いいえ	
3	**歩いて帰れる距離ですか？（目安２０ｋｍ以内、明るいうちに着ける）** ※災害時は普段より時間がかかり、途中で動けなくなることがあります	□はい　□いいえ	
4	**安全に帰る装備は準備できていますか?** ※ライト・水・食料・携帯トイレ・雨具・歩ける靴（会社から帰宅セットをお渡しします）	□はい　□いいえ	
5	**体調に問題はありませんか?** ※持病・けが・寝不足・気分の悪さがあれば無理をしないでください	□はい　□いいえ	
6	**ご自身の判断で帰宅することを理解していますか?** ※上長・本部に相談したうえで、最終的にご自身で決めていただきます	□はい　□いいえ	

ひとつでも「いいえ」があれば、帰宅を考え直してください。それでも帰宅を選ばれる場合は、次に進んでください。

２．届出内容（本人が記入）

所属（事業部・部署）		**氏名（ふりがな）**	
連絡先（携帯番号）		**出発日時**	月　日（　）午前・午後　時　分
帰宅先（住所・所要時間）		**帰宅手段・ルート**	□徒歩（約　km）□電車（　線）□バス □自転車 □迎え
帰宅する理由			
到着予定・到着連絡の方法	到着予定　時　分　／　連絡方法：□電話 □メール □ＬＩＮＥ等 □安否確認システム　→　連絡先：		

３．確認事項（本人が読み、署名してください）

私は、会社から社内待機のお願いと帰宅途上の危険について説明を受け、帰宅判断基準を確認したうえで、私自身の意思と判断により会社施設を退去し、帰宅します。帰宅途上で私が負傷・事故等に遭った場合でも、会社に故意または重大な過失がない限り、会社の責任を問いません。帰宅途上は、緊急車両や道路啓開作業の妨げにならないよう配慮し、危険を感じたときは無理をせず引き返すか、最寄りの一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションに立ち寄ります。到着したら、上記の方法で必ず会社に連絡します。

年　月　日　署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上長の確認	本部の受理（初動リーダー／受付班）
上記の事情を聞き、帰宅判断基準を本人と確認しました。 確認日時：　月　日　：　上長氏名：	受理日時：　月　日　：　受理者： 説明した情報：□交通・道路 □気象・余震 □安全なルート □帰宅支援ステーション 渡した物：□水 □食料 □ライト □地図 □ホイッスル □ヘルメット □携帯トイレ □雨具 □名簿の「帰宅届受理」「出発時刻」欄に記入した　到着確認：　月　日　：

※会社は、届出された方に対しても、可能な限りの情報提供と物品の提供を行います。帰宅を選ばなかった方への不利益な取扱いは一切ありません。　根拠：労働契約法第５条／内閣府「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」／東京都帰宅困難者対策条例／株式会社日立製作所「帰宅者登録用紙」の事例（危機管理カンファレンス２０２６春）